

○三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成二十三年総務省告示第五百十三号）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>九 終了促進措置に関する事項</p> <p>1 認定開設者は、次の(一)及び(二)に掲げる無線局による七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の使用を第二項第三号(三)に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、次の(一)及び(二)に掲げる無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第五十九号）第一条による改正前の無線設備規則（別表第一において「旧無線設備規則」という。）第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの無線局</p> <p>2 全ての認定開設者は、前号(一)及び(二)に掲げる無線局の免許人（以下「対象免許人」という。）との間の合意に基づいて、対象免許人が当該無線局について、第二項第三号(三)に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として次号(一)及び(二)に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 前号(二)に掲げる無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以</p>	<p>九 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(二) 無線設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイクの無線局及び同規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの無線局</p> <p>2 (同上)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(二) 前号(二)に掲げる無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以</p>

下に変更する措置又は四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数を使用する無線設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイクの無線局若しくは同規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの無線局を開設し、かつ、同号(二)に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置

3～7 (略)

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一～五 (略)

六 混信等の防止に関する事項

九〇〇MHz帯開設計画にあつては次の1、七〇〇MHz帯開設計画にあつては次の2に掲げる無線局その他既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)及び電波法第五十六条第一項に規定する指定制を受けている受信設備(以下「既設の無線局等」という。)の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

1 (略)

2 七〇〇MHz帯開設計画に係る無線局

(一)～(四) (略)

(五) **旧無線設備規則**第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

七～十一 (略)

下に変更する措置又は四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数を使用するラジオマイクの無線局を開設し、かつ、同号(二)に掲げる無線局を廃止若しくは当該無線局が使用する周波数を四七〇MHzを超え七一四MHz以下若しくは一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下に変更する措置

3～7 (同上)

別表第一 (同上)

一～五 (同上)

六 (同上)

(同上)

1 (同上)

2 (同上)

(一)～(四) (同上)

(五) **無線設備規則**第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

七～十一 (同上)

附 則  
この告示は、平成二十四年七月二十五日から施行する。